

令和 8 年 8 月 4 日

神奈川地方最低賃金審議会

会長 赤羽 淳 殿

神奈川地方最低賃金審議会

神奈川県最低賃金専門部会

部会長 赤羽 淳

神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書について

当専門部会は、令和 8 年 7 月 3 日、神奈川地方最低賃金審議会において付託された神奈川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、中小企業・小規模事業者の構造的・継続的な賃上げに資するために、県・市町村、関係行政機関と密に連携し、生産性向上支援、適正な価格転嫁の推進、事業継承・経営改善支援等を継続的かつ着実に実施するとともに、各種支援策の周知及び活用促進に努めるほか、各助成制度の申請手続等に際し、事業者には過大な負担が生ずることのないよう、関係行政機関が適切に運用することを要望する。

また、官公需における価格転嫁・取引適正化の徹底及び「労働供給制約社会における中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略」等の関連施策を安定的かつ切れ目なく実施することを強く要望する。加えて、関係行政機関が民間企業に業務委託・発注を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先・発注先における最低賃金の確保に支障が生じることがないように、特段の配慮を要望する。

さらに、発効日が地域によって異なる等の発効日のあり方については、全国的課題として認識したところであり、中央最低賃金審議会等において、引き続き議論されることを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

また、本部会における審議経過等については、別紙 2 に記載したとおりである。

記

公益代表委員	赤羽 淳	大田 博樹	加藤 香織
労働者代表委員	阿部 嘉弘	佐藤 信也	鳶 真人
使用者代表委員	大野 慶太	関口 明彦	長谷川幹男

神奈川県最低賃金

- 1 適用する地域
神奈川県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 2 7 9 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 1 0 月 1 日

部会における審議経過

1 審議経過

令和 8 年 7 月 3 日 第 440 回審議会(諮問)

7 月 3 0 日 第 441 回審議会(意見聴取、専門部会委員任命報告、特定最賃《諮問》)

第 1 回専門部会(部会長・部会長代理選出、資料説明)

7 月 3 1 日 第 2 回専門部会(個別審議)

8 月 3 日 第 3 回専門部会(個別審議)

8 月 4 日 第 4 回専門部会(採決)

2 各側の意見

(1) 労働者側

ア 労働者側委員として最低賃金水準に係る基本的な考えについて

① 労働者側が考える最低賃金水準としては、「本来あるべき水準」と「当面めざすべき水準」の 2 つを示し、労働者の経済的自立を可能にし、健康で文化的な生活を営む水準であるとともに、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準であるべきと主張した。

② 「本来あるべき水準」としては、2022EU 指令が最低賃金の適正な水準を評価する手法として、相対的貧困ラインの水準（一般労働者の賃金中央値の 60%、平均値の 50%）を示しており、中央最低賃金審議会においても引き続き検討すべき課題とされていることから、上記水準であるべきと主張した。

仮に中央値の 60%水準を維持し続けた際には、2035 年時点で 1,900 円台に到達することが想定される。

③ 「当面めざすべき水準」としては、連合リビングウェイズ額（単身者の必要最低生計費：自家用自動車保有なしの場合）を算出のうえ、根拠とともに資料提出を行った。今年の神奈川における額は 1,300 円となり、昨年より 30 円上昇する解を得ている。しかし、この額においては当面の目標であり、本来の水準には遠く、納得を得られる水準では無いことも主張した。

イ 神奈川における求人募集現状や労働力移動に関する認識について

- ① 県内の募集賃金額は、神奈川県内における労働力確保の現状を明示していると考え。ハローワークの募集下限額は 1,365 円、民間求人情報の集積データを示す(株)ナウキャストのデータ（最大 125 の求人サイト、週あたり約 350 万件）でも募集平均額は 1,334 円となっており、標準的な市街地においては最低賃金水準と労働市場の募集額との間に大きな開きが生じている。

2020 国勢調査にあるとおり 97 万人もの労働者が東京都内に就労している状況下で、人材不足が県内企業にも深刻な影響を及ぼし続けており、新たに人材を得ようとする企業においては、もはや最低賃金額では新たな労働力を得ることが困難であると推察される。

一方で、全労働者のうちでパート（各企業内における短時間勤務者）雇用形態で就労する者の率が全国で高位となっている神奈川の雇用環境を直視すれば、労働市場の動向を顧みずに時間当たりの賃金水準を低く抑えるべき要素を労働者側として見出すことはできないことも主張した。

- ② 2025 年時点では、隣接する東京都と最低賃金においては 1 円の額差であるが、最低賃金の影響率では東京都が 21.0%であるのに対して神奈川県は 31.9%となっており、最低賃金水準近傍で雇用されている労働者の率が依然として高い。物価上昇局面下での最低賃金額の引き上げは、その影響を受ける労働者を雇用している場合、その背景に法的拘束力があることを含めて、公的に知らしめられたうえで、各種取引の前提となる条件が変更されるため、明確かつ確実に価格転嫁がなされるべきと考える。健全な企業経営が持続可能であってこそ、持続的な賃金水準の上昇が可能となると考えられるため、最低賃金水準の審議には福祉的な要素以上に、経済的な要素を大きく持ち合わせた政策的側面を有しているとの意見を主張した。

特に、中小企業・小規模事業者における労務費の上昇に合わせた施策は必須であり、地方審議会からもその必要性を発信することが必要と述べた。

ウ 目安を受けての神奈川県最低賃金について

- ① 引き続き消費者物価の上昇局面であり、カイツ指標も 40%台前半であることから、引き上げ余地は大きいと主張した。

しかし、生計費の中で強く主張してきた食料 CPI は累積上昇率が若干鈍化していることに加え、消費者物価指数のうち食料の費目は、前年同期比で +4.39%であることが確認できた。

今年の春闘においては、物価の上昇分に見合い、5.01%という結果で、3 年連

続 5%台となった。5 月公表の毎月勤労統計調査においても、ようやく実質賃金がプラスに転じて 5 ヶ月となったことを踏まえても、引き続き物価上昇分を超えた賃上げ率を波及させていくことが必要と考える。

今回伝達を受けた目安に関しては、その上昇率に着目すると今春時点における賃上げ率や生計費の中でも特に主張してきた食料 CPI が、目安の引き上げ率（約 4.4%）に近似値であるといえる。しかし、神奈川県内において労働者が尊厳をもって働き続けることができる最低賃金水準には遠いと言わざるを得ず、決して足を止める水準ではないものの、各種指標データを用いた審議にあたっては評価できる点があることを述べた。

- ② 昨年に続き、労働者の生計費を重視して審議されたことは高く評価する。3 要素の中でも生計費に着目したことは、急激な物価上昇の局面においては最も重要な論議対象であると考ええる。

特に、影響率の高い神奈川県は最賃近傍の賃金水準で働く労働者にとって、生活の上で負担感をより強く感じるころと思われ、これまで以上に生活実感を反映した結果であることといえる。

- ③ 労働者側としては、示された目安に対し、中央最低賃金審議会ならびに目安小委員会で論議されたすべてを対象として評価する。

そのうえで、今回示された公益見解について、物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るという観点では充分とは言えないが、結審にあたっては、引き上げ率が様々なデータが示す生計費全般の上昇率を反映していることを含め、公労使による真摯な議論を尽くした結果として重く受け止めることを表明した。

（2）使用者側

今年度の神奈川地方最低賃金審議会にあたり、使用者側委員は現下の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境について、以下の認識を示した。

ア 昨年度の振り返りと今年度の政策方針について

昨年度、使用者側は、目安通りの 63 円もの最賃引き上げに対し「全員賛成」に回ったが、その条件の一つとして、政府が示した「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の着実な実行を強く要望し、そのことは最終答申にまで記載いただいた。

今年度は、7 月 21 日に政府が示した「経済財政運営と改革の基本方針 2026」骨太の方針では、賃上げ環境整備として、「労働供給制約社会における中堅・中小企

業の「稼ぐ力」強化戦略」、「省力化投資促進プラン」の着実な実行により「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現すること、また「官公需における価格転嫁・取引適正化 加速化プラン」等により、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する旨が示された。これは、持続的な賃上げを実現するためには、企業が賃上げの原資を安定的に確保できる収益力を備えることが不可欠であり、そのためには生産性向上や経営基盤の強化が重要であるという、我々が従来から申し上げてきた考え方とも一致するものである。我々の思いに沿った方策が進められようとしていることに感謝するとともに、一過性の取組に終わらせることなく、中長期的かつ安定的な実行を切に期待する次第である。

イ 景況感

県内中小企業の状況としては、神奈川産業振興センターによる景気動向調査によると、今年４－６月期の業況 DI は全体としては、前期比 2.0 ポイント上昇の▲18.5 となったが、３か月後は現在比 11.9 ポイント低下の▲30.4、半年後は同 13.4 ポイント低下の▲31.9 と大幅な低下が見込まれるなど、中東情勢をはじめとする世界経済の不確実性の懸念等が現れている。

ウ 中小企業の現状

①生産性向上等

中小・小規模事業者は依然として厳しい経営環境に置かれている中で、国や地方自治体が措置した補助金等も活用して生産性向上等に取り組んでいるところであり、神奈川県内の令和 7 年度業務改善助成金申請件数は前年度比約 120%の 752 件と大きく増加している。また、神奈川県中小企業団体中央会が 7 月に実施した調査（以下「中央会調査」という。）では、労働生産性を高めるために行った取組として、「販路拡大」、「商品等の付加価値向上」、「設備更新」を挙げた企業がいずれも前年を上回り、今後の事業方針としても「強化拡大」とする企業が 45.2%と前年から 6.2 ポイント増加するなど、中小企業のマインドとして成長志向が上向いていることが窺える。

②価格転嫁

賃上げ原資確保に不可欠な価格転嫁の状況としては、中小企業庁が 3 月に実施した価格交渉促進月間フォローアップ調査によれば、コスト全般の価格転嫁率は 54.2%と半年前の前回調査より 0.7 ポイント改善しているが、労務費に限ると 50%と前回同率に留まっている。また、中央会調査では、「価格引上げ（転嫁）を実現した」とする企業が 50.1%となっており、価格転嫁は進みつつあるが、全体としては横ばいの状況にある。

今年 1 月には、いわゆる取適法が施行されたが、この法律が適用されない中小対中小、中小対小規模の取引や、小売りなどの B t o C の取引では価格転嫁を進めづらい面があること、また、公定価格はコストが上昇しても価格の改定までに数年を要すること、さらにサプライチェーンの下位企業、小規模企業ほど価格転嫁が進んでいない実態があることから、独禁法の適用も含めた公正取引委員会による監視強化や価格転嫁のガイドラインの末端取引までの浸透のほか、官公需における率先した取組などにより、価格転嫁・取引価格の適正化を着実に進め持続的な賃上げがしやすい環境をつくることが求められるところである。

③賃上げ

浜銀総研が神奈川県内の中堅・中小企業を対象に今年 3 月に 2026 年春の賃上げ状況について調査した結果では、賃上げを予定する企業の割合が 76.3%と前年同時期を 4.1 ポイント上昇している。賃上げ幅については、「前年並み」が最多の 70.3%で前年から 6.5 ポイント上昇、縮小するも 3.0 ポイント上昇、一方で「拡大する」は 12.1 ポイント低下している。また、7 月の中央会調査では、調査時点で「引き上げた」が 69.5%と前年から 8.3 ポイント上昇する一方で「今年度は実施しない」が 12.0%と前年から 4.0 ポイント上昇していることからすると、賃上げに積極的な姿勢は維持されているものの、賃上げ幅に鈍化がみられる。

このほか、日本商工会議所が実施した 2026 年の「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」では、いわゆる防衛的な賃上げが依然として 6 割を占め、とりわけ従業員 20 人以下の小規模企業では 66.3%と昨年より 3.38 ポイントも増加し、収益力アップに基づく本来の賃上げの姿には程遠い実態がある。

エ 最賃目安額（54 円）の評価

以上の中小企業の現状を踏まえつつ、地方最低賃金の審議にあたっては、物価、賃金の状況と支払能力を示すデータはもとより、統計データには現れにくい中小・小規模事業者の実態、生の声も十分に勘案する必要がある。

今般、当専門部会長から 54 円（4.4%）の引き上げ額が示された。

まず、生計費について、物価上昇局面は継続しているものの、消費者物価指数の伸びは鈍化している。一方で、企業物価指数は、6 月速報値で前年比+7.1%、企業向けサービス価格指数は前年比+3.2%と上昇基調で推移し、特に今年の中東情勢緊迫化や円安傾向が強まっていることもあって高い伸びが見られるなど、上昇幅は、消費者物価を上回る傾向にある。これは B t o C の価格転嫁が進んでいない証左とも言える。

次に賃金について、中小企業の今春の賃上げ率は、各種調査でも４％台を維持しているが、日商の「中小企業の賃上げ・賃金改定調査」によると、20人以下の企業は3.52%、厚生労働省の30人未満の賃金改定状況調査第4表の賃金上昇率も3.0%と賃上げ率は低い傾向にあり、経営基盤がぜい弱な小規模企業への配慮が必要である。

また、支払い能力としては、上述のとおり価格転嫁が十分に進んでいないこと、賃金に関しても防衛的賃上げの割合が約６割と依然として高いことなどから、中小・小規模企業の賃上げ余力が少ない状況も考慮する必要がある。

使用者側としても最低賃金の引上げが必要であることは認識しているものの、以上で述べた各種指標及び中小・小規模企業の実態からすると、示された引上げ額、引上げ率については必ずしも納得できるとまでは言えない。最低賃金の引上げを持続可能なものとするためには、企業が将来にわたり賃上げを継続できる経営基盤を構築することが不可欠であり、そのための政策的な環境整備が着実に進められることが条件となることから、以下の要請が実現されることを前提として採決に臨むこととしたい。

【最賃改定を実現するための条件】

- 1 政府の骨太方針に示された「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、「省力化投資促進プラン」「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」等について、単年度・一時的な支援にとどまることなく、中長期的な視点に立ち、予算措置を含めた安定的かつ継続的な取組として具体化するとともに、省力化、デジタル化、設備投資、人材育成等による生産性向上や収益力強化につながる実効性のある施策を強力に推進すること。
- 2 国、県、市町村が互いに連携を取り、それぞれの行政範囲で最適かつ無駄のない企業支援を実施すること
- 3 各種助成金その他支援の周知徹底と要件緩和・手続き等を改善し申請のハードルを下げる。その成果を今後とも当審議会に逐次報告すること。
- 4 神奈川県労働者、とりわけ真に困っている労働者、企業経営者をしっかりと把握し、最適な最低賃金、各種補助施策を導き出すため、法定三要素に係るデータを充実させること。

オ 発効日について

昨年、使用者側は、「最賃決定のタイミングからのリードタイムの短さ、年収の壁問題による働き控えなどの諸問題も改善すべき点であり、発効日を１月１日とすることが適当ではないかと考える。」としつつ、「発効日が隣接する地方と著しく乖離することになれば、労働者、使用者双方に混乱が生じることも想定されるため、上記の

議論については、地方ごとにではなく、全国規模で検討してもらいたい。」と意見を述べた。

そして、去年は、多くの地域で大幅な引上げが行われる中で、発効日が都道府県によって大きく異なる事態が生じた。

この事態を背景に、4月16日に日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会が連名で行った「最低賃金に関する要望」において、「企業の十分な準備期間の確保、就業調整の抑制等の観点から、少なくとも1月以降を基本としつつ、地賃において、引上げ額の審議とは切り離して、決定時期と地域の実情を十分に踏まえ、適切な発効日を設定すべきである。」としているほか、6月17日に神奈川県商工会議所連合会が行った「神奈川地方最低賃金額の審議について」の要望においても、同様の観点から、改定後の最低賃金の発効日を、年度当初とすべきとする意見が示されている。

一方そうした中で、7月28日の中央最低賃金審議会答申では、公益委員見解として、発効日については「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」を踏まえた審議を地方審議会に要望しているところである。

もちろん使用者側としても、生活に必須な賃金ということで極力早期に発効すべき、という労働者側の立場も理解でき、拙速に結論を導きだせるものではない、と認識している。まして本件は地方審議会においてそれぞれで議論する範囲を超えている課題とも強く感じている。

以上のことから、使用者側としては、発効日について、指定日発効の是非すなわちその発効日を全国一律とすることはできないのか、また、現在の法定発行日が企業の準備期間という面で適当なのかについて、地方の審議会に委ねることなく、国あるいは中央最低賃金審議会において真摯に議論していただくことを強く望むものである。

(3) 公益側

ア 公益委員としては、上記の労使意見のほか、以下の雇用経済情勢等を総合的に考慮し、本年度の神奈川県最低賃金については、54円引上げの1時間1,279円とすることが妥当であると判断した。具体的には、

- ① 消費者物価の上昇率（総務省「消費者物価指数」（持家の帰属家賃を除く総合）に拠る）は、中分類品目に該当する品目の、神奈川県の県庁所在地である横浜市における昨年10月から今年5月までの平均値は、「頻繁に購入する品目」が3.3%、「1か月に1回程度購入する品目」が3.6%である。また、「食料」が4.4%の水準であると考えられ、前年と比較すると鈍化傾向にあるものの引き続き上昇局面

にあり、最低賃金近傍で働く労働者の購買力維持に十分配慮する必要があること。

- ② 賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は中小企業で 4.69%、全体で 5.01%の水準であり、また、賃金改定状況調査結果第 4 表における賃金上昇率は全体で 3.0%と高水準ではあるが、企業規模により賃上げの原資の程度が異なることに留意する必要があること。
- ③ 日本銀行横浜支店の企業短期経済観測調査結果によると、企業利益（売上高経常利益率）は、令和 6 年度は 6.59%、令和 7 年度は 7.36%と安定していること。
- ④ 神奈川県の実用情勢は、就業地別の有効求人倍率において、令和 8 年 6 月は 1.03 倍となっており、令和 8 年 1 - 3 月の失業率は 3 %未満であること。
- ⑤ 神奈川県においては最低賃金近傍の労働者が多いことから、最低賃金を含めた賃金の引上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が、社会的に求められていることを特に重視する必要があること。
- ⑥ 神奈川県における最低賃金の未満率と影響率は全国の中でも高く、企業への影響に配慮する必要があること。

等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

イ 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

ウ 最低賃金の引上げにより、特に中小企業・小規模事業者の経営への影響が懸念されることから、生産性向上等のための最大限の支援として「業務改善助成金」の対象の拡大、要件の緩和、申請手続きの簡素化等の早期実施を強く要望する。

エ 賃金上昇に対し、官民ともに価格転嫁は遅れがちになることや中小企業庁 3 月調査によると、転嫁率が 54.2%であることに鑑み、関係行政機関が連携し、価格転嫁対策等に取り組むとともに、迅速に支援を強化するよう要望する。

オ 神奈川労働局においては、「業務改善助成金」をはじめとする支援策や関係行政機関の中小企業・小規模事業者の支援策について、広く浸透するようきめ細かい周知に積極的に取り組むよう要望する。

カ 上記エ及びオについて、関係行政機関が連携するとともに、中長期の視点も含め真に実効性のある取組みとするよう要望する。

キ いわゆる「年収の壁」への対応として、拡充したキャリアアップ助成金による支援や今年 4 月から開始した被扶養者認定制度の円滑な実施を要望する。

ク 上記の中小企業・小規模事業者の支援状況やその他部会報告などにおける要望事項については、最低賃金額審議の議論を継続的かつ効率的に実施するために、審議

会において公労使委員で確認し共有を図ることができるよう要望する。

ケ 発効日について、昨年度の状況を受けて「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」で方針は示されたが、発効日が地域によって異なる等課題は残っており、今年度も引き続き、中央最低賃金審議会に、地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえて、考え方の整理を行うことを要望する。